

第24期第17回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年12月10日(金)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、
西貝孝之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 半田保之 1名
- 5 議 案
 - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
 - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～8号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第9号)
 - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第10・11号)
- 6 報 告
 - (1) 令和3年度東京都指導農業士の認定について
 - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第17回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は半田保之委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、石手啓夫委員と井之口喜實夫委員に申し上げます。それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和3年11月1日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在などについて説明】

引き続きご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の練馬区での流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員の現地確認調査を行いました。現在は、表の一番下、総会での判断の部分です。続いてインデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人ですので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の4ページをお願いします。4ページから10ページまでが事業計画の認定申請書です。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間の始期は

令和4年2月1日からで、期間は1年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作事業の内容は、1区画30㎡を37区画作り、農業体験農園を運営する。利用者が野菜づくりを楽しめるように、種、肥料、資材などを用意し、講習会を開き野菜の栽培方法を説明する。年間20種類以上の野菜を栽培し、収穫して持ち帰られるようにするとのこと。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状200日、賃借権等の設定後も200日です。II 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。所有地における自作地が6,509㎡、内訳は田1,668㎡、畑4,841㎡です。所有地以外の土地における借入地が1,959㎡、内訳は畑1,959㎡です。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、田1,668㎡で米を栽培します。畑のうち、5,861㎡で農業体験農園を行い、1,913㎡で野菜を作付けし直売します。7ページをお願いします。(2) 大農機具はトラクター1台です。(3) 農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業歴は34年です。②申請者本人以外の常時労働力は2人で、農作業歴は63年と13年です。③臨時雇用は現在なく、増員の予定はありません。④申請者の住所地と借り受ける土地との距離は徒歩で1分です。6 周辺地域との関係です。6mの道路に囲まれている農地なので、周辺の農地への影響はほとんどないと考えられる、とのことです。11ページから12ページは農地使用貸借契約書です。賃借料は年間148,200円です。13ページは貸借地における営農計画ですのでお目通しください。2ページにお戻りください。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)から(4)の畑では、西側に24区画の体験農園があり、東側は福祉作業所の方々と共に耕作しており、施設外就労として野菜を作付けしています。収穫した野菜は買い取ってもらうとのことです。
(5)の畑では13区画の体験農園があり、ブロッコリーやキャベツ、ネギ等が作付けされていました。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に14ページです。議案第2号および第3号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号および第3号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

続いて、議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは瀧島規秀委員お願いします。

事 務 局 11月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
議案第2号の畑はキャベツ畑です。板橋区の市場に出荷しているとのことです。境界についても確認しました。
議案第3号の(1)から(3)の畑は、南側の3分の1でブドウ棚があり、ワインを製造する事業者に出荷しています。下は防草シートが敷いてありました。北側の3分の2でミカンが18本植えてあり、JA直売所に出荷しています。(4)から(6)の畑は、綺麗に耕運している状態でした。下草も綺麗に刈ってありました。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、18ページです。議案第4号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、私は退席し、尾崎賀一副会長に議事進行をお願いいたします。

尾 崎 賀 一 副 会 長 それでは、議案第4号につきまして、私が議事進行を務めます。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一副会長 それでは石手啓夫委員をお願いします。

石手啓夫委員 11月17日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。北側の納税猶予から外れているところには作業小屋が建っています。東側には2棟のビニールハウスがあり、その中にはコマツナが植わっていました。その西隣にはトンネル等があり、順次コマツナを蒔いているとのこと。北側の道路側にレモンやキンカン等があり、道路に面したところから売っていくとのことでした。出荷先は百貨店とJA直売所とのこと。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一副会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで、西貝孝之会長にお戻りいただきます。

西貝孝之会長 それでは、議案第5号以降につきましては、再び私が議事進行を務めます。

次に、20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは私から報告します。

11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ネギやハクサイ、ブロッコリー等の多品目野菜を栽培しています。販売は、主に庭先での直売とのこと。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、22ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは増田義二委員お願ひします。

増田義二委員 11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)と(2)の畑には、ニンジンやキャベツ、ネギ等が作付けされ、
(3)から(5)の畑にはハウスが5棟あり、ダイコンやカブ、ホウレンソウ等が作付けされていました。販売は学校給食とJA直売所、
庭先での直売とのこと。境界についても確認しました。よろしく
お願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
本件承認としてよろしいでしょうか。
(異議なしとの発言あり)
それでは、承認とします。

次に、24ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願い
します。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和3年11月26日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 11月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
(1)の畑の北東側は野菜畑ですが、調査時は耕運を行った後で、ア
スパラガスとニンニクが少し残っていました。南側は芝畑で、綺麗
に刈っており、東側にはエシャレット等が作付けされていました。

(2)の畑では、南側半分は野菜畑で、キャベツやハクサイ、ダイコン等が作付けされており、北側半分は芝畑で、綺麗に刈ってありました。野菜は自家消費で、芝も最近では販売実績がないとのことですので。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、26ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年11月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは井之口喜實夫委員お願いします。

井之口喜實夫委員 11月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑はカキ畑ですが、角の方にミカンが2本とアマナツが1本植わっていました。また、東側に物置が2棟と、北側に半坪程のガラスの温室がありました。管理の状況ですが、剪定は適切に行われており、下草も全体的には問題ありませんが、周囲は草が伸びていたため、境界を確認することができませんでした。12月に刈ると

のことでしたので、その後に事務局の方で境界確認をお願いします。
販売については、一昨年頃からカキの円星落葉病の発生により、販売ができる状態ではないとのこと。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。令和3年11月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 11月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

この畑の大部分で、ミカンやイチジク、モモ等の果実が植わっております。北側の納税猶予から外れた部分では、ブロッコリーやネギ、ダイコン等の野菜が栽培されています。

果樹については、販売はほとんどできてない状況ですが、法人の従業員や通行人に販売をしているとのこと。野菜については自家

消費とのことです。下草はほとんど生えておらず、境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

瀧 島 規 秀 委 員 こちらの畑は摘み取りの果樹園にすると聞いておりましたが、いつごろになりそうですか。

木 村 隆 昭 委 員 樹高は1 m前後で、収穫量も多くなく、今のところ摘み取りをできる状況ではないようです。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、30ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和3年11月5日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは増田義二委員お願いします。

増田義二委員 11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑ではサトイモが作付けされ、ユズも数本植えられています。
その他は綺麗に耕運されていました。夏にはナス等の夏野菜
が作付けされ、JA直売所で販売しているとのこと。境界につ
いても確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、32ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願い
します。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明
について」です。令和3年11月1日付けで標記の申請があり、下記
のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明す
る。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 11月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの農家はキャベツを中心に、直売用の野菜と果物、植木を栽
培しています。(1)から(3)の畑にはキャベツが作付けされていま
す。(4)(5)の畑の南側にハウスが2棟建っており、そこを含めて

全体で直売用の野菜や切花等が栽培されています。(6)の畑は、以前植木畑でしたが、最近はほとんど売れないとのことで、順次畑に切り替えており、こちらでも直売用の野菜果物を栽培しています。

(7)の畑は全面キャベツ畑になっておりました。

畑全面が有効に活用されており、主たる従事者として問題はないと思いますが、畑の中に防火水槽や電柱の支柱、自販機の一部がありましたので、納税猶予の適用を受ける際の注意すべき点をアドバイスしてきました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、36ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

「令和3年度東京都指導農業士の認定について」です。令和3年度東京都農業指導農業士の認定について、東京都産業労働局農林水産部長から通知がありましたので、報告するものです。本件は、10月の総会で東京都への推薦を決定したもので、その認定の通知があったものでございます。

【指導農業士に認定された方、通知文書について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、38ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

次に、40ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和3年11月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

宮本兼一委員 次回の農業委員会総会の開催日時について説明しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局 次回の農業委員会総会は、令和4年1月12日(水)の16時から開催いたします。1月に限り16時からとなっております。

西貝孝之会長 それでは、以上で第17回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人